

【学校感染症】

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	ちゅう 治癒するまで
第二類	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5 日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するま で
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過 するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第三類	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

